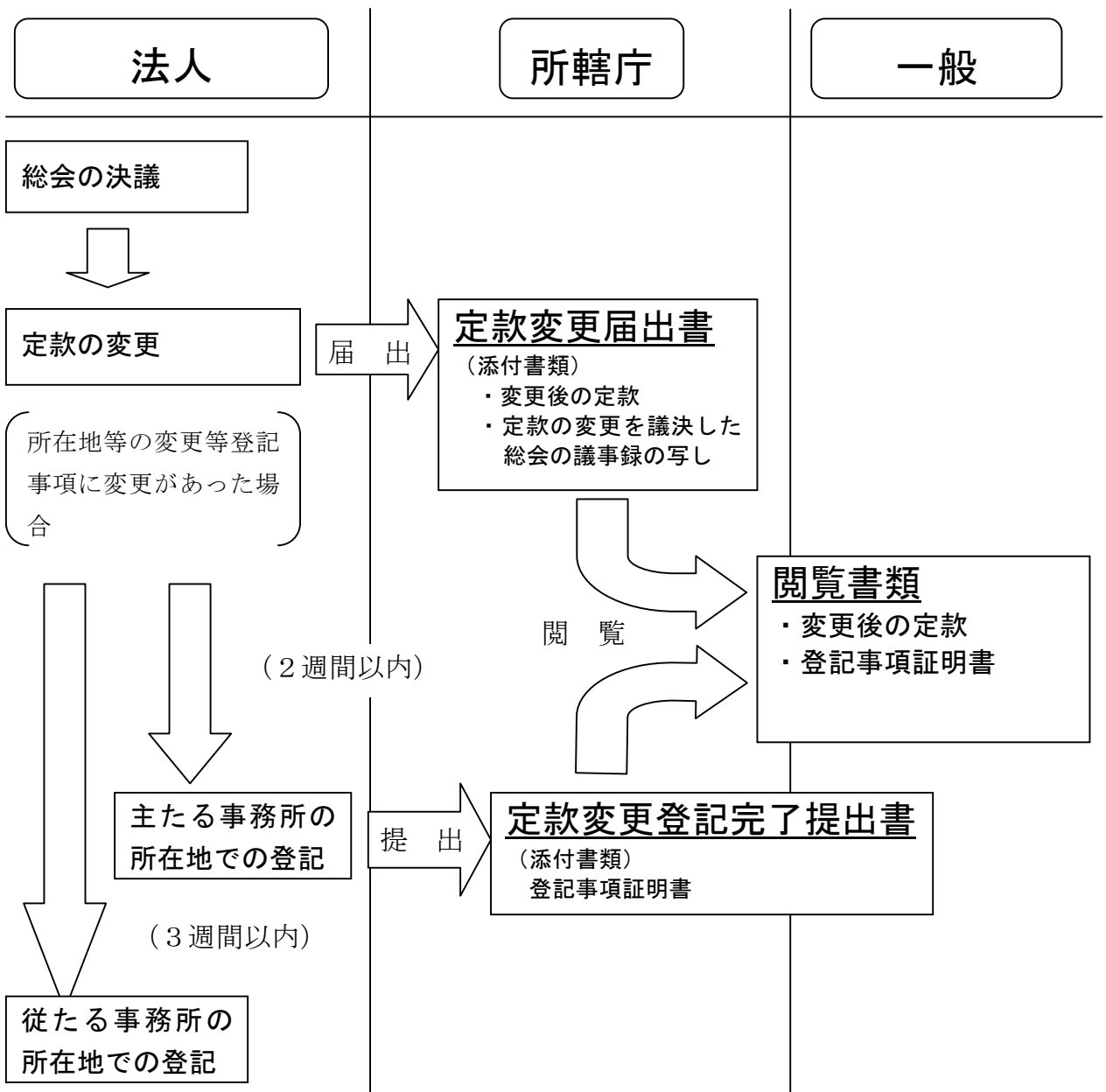


## ○定款の変更の届出を行う場合のフロー



**届出のみが必要な場合**

- ① 事務所の所在地の変更 (所轄庁の変更を伴わない場合に限る)
- ② 役員の数の変更
- ③ 資産に関する事項の変更
- ④ 会計に関する事項の変更
- ⑤ 事業の年度の変更
- ⑥ 解散に関する変更 (残余財産の処分に関する事項を除く)
- ⑦ 公告の方法の変更
- ⑧ 法 11 条第 1 項各号にない事項 (合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項等)